

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23 年 3 月 17 日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
岐阜県営水道における小水力発電を用いた温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	岐阜県 (ギフケン)		
住所	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1		
代表者氏名	古田 肇	代表者役職	知事
担当者氏名	西澤 貴樹	担当者 所属部署・役職	都市建築部水道企業 課・技術主査
担当者 E-mail	nishizawa-takaki@pref.gifu.lg.jp	担当者電話番 号	058-272-8709
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者 名			
プロジェクト参加者 名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガ ナ)	岐阜県 (ギフケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		



¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>岐阜県環境基本計画、岐阜県新エネルギービジョンに位置づけられた「環境に配慮する水道」の実現のため、環境負荷低減対策の取り組みを推進する。</p> <p>県営水道の水道管の標高差約22mによって生じた水圧を有効利用するため、水車と発電機を水道管に設置し、小水力発電を平成20年度より行っている。これにより、電力会社からの電力を代替している。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件 1～4 の適格性条件を全て満たしている。</p> <p>条件 1：従来からの系統電力の使用に替え、小水力発電による電力を使用する。</p> <p>条件 2：施設規模は、90kwh である。</p> <p>条件 3：RPS 法の対象外である。</p> <p>条件 4：投資回収年数は、15.3 年である。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>該当する法令（電気事業法）を遵守している。</p> <p>【採用技術】</p> <p>チューブラ水車・三相誘電発電機による小水力発電</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>発電量の測定は、自社管理計量器にて把握し、そのうち電力会社への売電量については環境に関する付加価値が電力会社に帰属するため売電伝票により確認した電力量を減算し、小水力発電装置が消費している電力を定格値から算出し減算する。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>排出削減量・ベースライン排出量・プロジェクト排出量については、方法論に準拠し算定した。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>排出削減量算定責任者は、プロジェクト代表者とし、それぞれの工程ごとに事務分掌に基づき割り当てた。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p><u>モニタリング報告書作成時に発電量、売電量等を確認し、収集データに不明な点がないか確認する。年 1 回、排出削減量算定責任者により、モニタリング方法ガイドラインに沿ったプロジェクトが実施されているか確認する。</u></p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 岐阜県都市建築部東部広域水道事務所：岐阜県瑞浪市釜戸町 2190-12						
<方法論 R001・R003 のみ> プロジェクト対象面積							
プロジェクト期間	2008年4月1日 ～ 2030年3月31日(22年0ヶ月)						
クレジット期間	2008年4月1日 ～ 2011年3月31日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2011年1月7日						
妥当性確認終了日	2011年3月16日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂ ³	65	51	48	43	43	250
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.2. 2						
適用方法論	方法論番号	E015 ver.1. 0					
	方法論名称	小水力発電による系統電力の代替					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印
ダブルカウントの防止 措置内容	<p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: RPS法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由:</p>						

³ 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

当該プロジェクトにより確保された削減量を第三者に売却する際に、当該エネルギー等の価値は付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: <http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/jogesuido/suido/kensui/>

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に:

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

	<p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 <input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ <input type="checkbox"/> その他 <p>具体的に: _____</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 <input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
<p>備考欄</p>	
<p> </p>	

以上